

県庁舎等一般廃棄物処理業務仕様書

1 作業内容

可燃ごみを県庁地下1階のストックヤード、県庁分庁舎地下のサービスヤード及び小橋町庁舎ストックヤードから搬出し、所定の処分場まで運搬する。

搬出業務に必要な運搬車両等は受託者で用意し、運搬車両の燃料費等の所要経費は受託者の負担とする。運搬先は次のとおりである。

なお、処分場への持込手数料（岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年岡山市条例第32号）別表第1に規定する一般廃棄物処理手数料をいう。）は別途支払うものとする。

| 種類 | 処分場の名称 | 手数料 |
|------|-----------------------------|-------------------|
| 可燃ごみ | ・ 東部クリーンセンター ・ 当新田環境センター | 10kg単位ごとに 180円 |

2 搬出日時等

| 種類 | 搬出日時等 | 搬出時間の指定 |
|------|--------------------------------------|-------------------------|
| 可燃ごみ | 毎開庁日及び委託者の指示によるものとし、年間241回程度を予定している。 | おおむね午後4時から 午後5時30分の間 |

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 委託料の支払

- 毎月の処理実績に基づく精算払とする。
- 受託者は、毎月10日までに前月の運搬処理合計重量及び運搬回数（運搬車の使用延べ台数）及び前月の処分場等の手数料計量書を添付して報告すること。
- 県は、報告のあった使用延べ車両台数に受託者との契約単価を乗じて算出される額に処分場の持ち込み手数料（実費）を加えた額を支払う。

5 その他

岡山県庁舎等から排出される可燃ごみの委託期間中の見込み重量は不明であるが、過去の排出実績等から概数を次のとおりと推計している。

- 可燃ゴミ等の年間排出量 約36トン